



兵庫県住宅再建共済制度



フェニックス共済



年額5,000円で
最大600万円の
給付!

※市町が発行するり災証明で
半壊以上の認定に限ります



フェニックスリポーター
はばタン



兵庫県の共済制度だから安心です。

1



県内に家を持つすべての人が対象

一戸建ての所有者、マンションの区分所有者、賃貸住宅のオーナーなど兵庫県に家を持つすべての人が対象です。

2



すべての自然災害に対応

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火、竜巻、落雷などあらゆる自然災害に適用されます。

3



地震保険に加入していてもOK

保険ではないので、地震保険やほかの共済制度に加入していても給付が受けられます。

4



定額負担で定額給付

家の築年数、大きさなどに関係なく加入できて、すべての家の掛け金と給付金は同じです。

5



マンション管理組合対象の共済制度も

1戸当たり2,400円の負担金で分譲マンション共用部分をしっかり保障する制度です。

加入申込書は、郵便局にも設置しています。



兵庫県

企画県民部 防災企画局 復興支援課

☎078-362-4339 FAX078-362-4459



(財)兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400(平日9:00~17:00)

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁内)

個人・賃貸住宅オーナーの皆さま

～家・分譲マンションの所有者、賃貸住宅の所有者(法人も可)対象～

マンションの管理組合の皆さま

～分譲マンションの共用部分が対象～

気軽に入れる
共済負担金 年額**5,000円**
(月々約417円!)

- 加入初年度は500円×次の3月までの月数(上限5,000円)
- 複数年一括払いによる割引があります
 - 3年 14,000円(1,000円引き)
 - 5年 23,000円(2,000円引き)
 - 10年 45,000円(5,000円引き)
- クレジットカードによる支払いも可能です

気軽に入れる
共済負担金 年額**2,400円**×戸数
(月々200円!)

- 加入初年度は200円×戸数×次の3月までの月数
- 複数年一括払いによる割引があります
 - 3年 6,700円(500円引き)
 - 5年 11,000円(1,000円引き)
 - 10年 21,500円(2,500円引き)

給付金は..... 最高**600万円!**

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修 半壊で補修	100万円 50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合など	10万円

*一部損壊は給付の対象となりません
*県外での再建・購入の場合、給付額は300万円になります。
*賃貸住宅などについては、その所有者が加入できますが、次の制約があります。
(1)再建等給付金は、県外での再建・購入は対象になりません。
(2)居住確保給付金は、給付対象となりません。

給付金は..... 最高**300万円**×戸数

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替え・再建	300万円 ×新たなマンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)
補修給付金	全壊で補修	100万円×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修 半壊で補修	50万円×加入時の住戸数 25万円×加入時の住戸数

*一部損壊は給付の対象となりません
*詳しくはお問い合わせください



フェニックス共済は兵庫県が阪神・淡路大震災の教訓を生かした画期的な共済制度です!

ケース1 地震で家が倒壊! 再建資金が不足して家が建てられない

阪神・淡路大震災の住宅の被害は全壊が10万5,000棟、半壊が14万4,000棟でした。家が倒壊し、同等の家を再建しようとする、「公助」や地震保険などを使っても、自己資金が必要となり、自己資金がなくて家が建てられないというケースも見られました。そこで、兵庫県ではここに「共助」の考えを盛り込みました。少ない掛け金で足りない資金をフォローします。

1,800万円の家が倒壊し、同等の家を再建すると



ケース2 地震でマンションが倒壊! マンションの再建が進まない

阪神・淡路大震災でマンションが倒壊したとき、共用部分の費用負担が大きいことから再建が進まないという事態が見られました。そこで、個人の負担を最小に抑えながら、いざという時のために備えることのできるマンション共用部分の共済を考案。補修・建替の費用負担が圧倒的に軽くなります。もちろん、個人の加入と併用も可能。戸で備え、棟で備えるマンションの新しい安心です。



お申し込みは
簡単!
次のいずれかの
方法で!

- ★加入申込書に必要事項を記入して郵送
- ★加入申込書に必要事項を記入し、郵便局の窓口へ提出
- ★ホームページから
<https://www.jutakusaiken.jp/>
- 加入申込書設置場所
郵便局、県庁、県地方機関、市(区)役所、町役場、JAなど

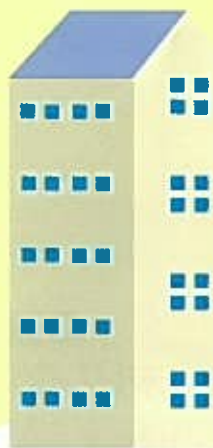
●お問い合わせ
 (財)兵庫県住宅再建共済基金
☎078-362-9400 (平日9:00～17:00)
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁内)

マンション
管理組合
向け

マンション共用部分の再建支援
兵庫県住宅再建共済制度

フェニックス共済

阪神・淡路大震災の教訓を生かした助け合いの制度



年額2,400円

×1棟あたりの住戸数で

最大300万円の
給付!



フェニックスサポーター
はばタン

もしもマンションが被災したら……。
共用部分の補修や
建替えはどうするの？

安心の兵庫県の共済へご加入を!
詳細は中ページへ

居住スペースをともにする
マンションだからこそ。……



新耐震基準=「壊れない」は誤解!

あなたのマンションは「新耐震基準を満たしているから壊れない」と安心していませんか。でも「新耐震基準」とは、あくまで建物の「倒壊を防ぐ」基準。地震によって建物が壊れないわけではありません。阪神・淡路大震災クラスの地震がきた場合、倒壊はしなくても外壁や設備面で大規模な修理が必要だったり、最悪の場合、建て直さなければならないこともありうるのです。

被災時の補修・再建を支援します

世界的に地震や風水害が発生し、東南海・南海地震や局地的豪雨なども懸念されるなか、災害への備えがますます重要になってきています。

阪神・淡路大震災では、マンションの共用部分の補修などにおいて住民の負担が大きくなり、再建が進みませんでした。兵庫県では、このときの経験を踏まえ、被災マンションの共用部分の補修、建替え支援を行っています。住民の安心・安全のために、ぜひ加入しておきましょう。

マンション共用部分再建共済制度の特徴

- 対象／管理組合の管理者、管理組合法人、団地管理組合法人
- 共済内容／・マンションの共用部分
(区分所有法および管理組合の規約で定めた共用部分)
・棟単位で加入(住戸と別棟の集会所などは除く)
・再建戸数に応じた給付
例 50戸で加入し、再建後の住宅戸数が30戸となった場合、給付金は300万円×30戸=9千万円となります。
- 期間／4月1日から1年間(自動継続)。
初年度は加入日から次の3月末日まで
例 50戸のマンションで8月加入の場合、負担金は月額200円(戸)×50戸×8カ月(3月までの月数)=80,000円となります。なお、継続加入の場合は、12カ月負担の12万円ですが、複数年加入すれば割引があります。

●すべての自然災害が対象です(これによる火災も給付対象)

●地震保険などと別に加入できます

●個人加入の共済制度も引き続き加入OK

- 半壊以上で再建、購入すれば…600万円
(建替時の個人負担が少なくて済みます)
- 半壊以上で補修すれば…50~200万円
(補修給付金は補修前に一括請求できます)

気軽に入れる
共済負担金

年額**2,400円**
×1棟あたりの住戸数
(月々200円!)

給付金は

最高**300万円**×1棟あたりの住戸数

複数年一括払いによる割引があります。

加入初年度	選択年数	金額
500円×次の3月 までの月数 (上限5,000円)	3年	6,700円(500円引き)
	5年	11,000円(1,000円引き)
	10年	21,500円(2,500円引き)

支払方法 加入申込書で指定した金融機関の口座から加入日の属する月の翌月27日に引落し(継続分は3月27日)

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で建替え・再建	300万円 ×新たなマンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)
補修給付金	全壊で補修	100万円×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	50万円×加入時の住戸数
	半壊で補修	25万円×加入時の住戸数

*一部損壊は給付の対象となりません *詳しくはお問い合わせください

マンション住人の安心のために。

再建共済制度に加入するには、修繕積立金の取扱いなど各管理組合でご検討のうえ、集会などで決議をしてください。

加入までの流れ

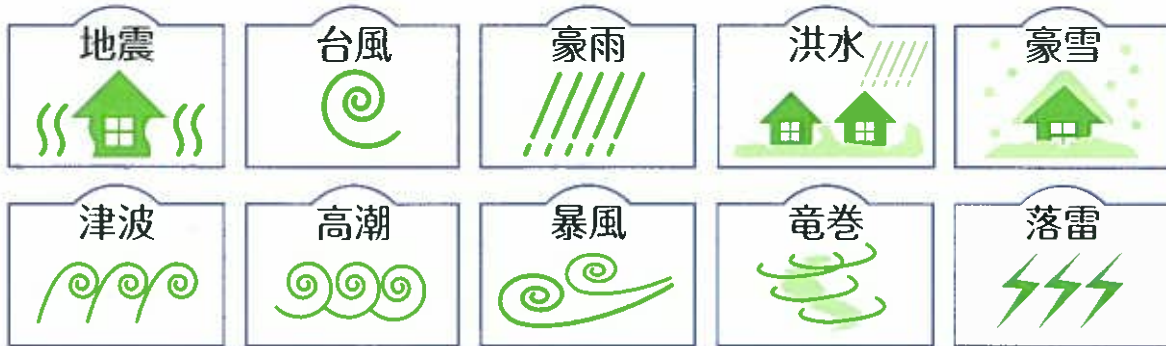
- 理事会などで加入を検討
 - 共済制度のしくみ確認
 - 負担金算定基礎となる戸数の確認
 - 共済に加入される期間
 - 集会の決議等の準備
- 管理組合などの集会決議
 - 必要な意思決定を管理組合の集会などで行ってください
 - 共済制度への加入および期間
 - 共済負担金の予算決議

加入申込み

加入決議後は、共済基金へご連絡下さい。契約手続は共済基金から説明に伺います。



共済給付金受給のながれ



などあらゆる自然災害に適用されます。



区分所有者の皆さんと必ず話し合いの場を設けましょう

マンションが半壊・全壊

区分	被害認定基準	
	損壊等の床面積割合	経済的被害の割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上70%未満	40%以上50%未満
半壊	20%以上50%未満	20%以上40%未満

半分以上壊れないと保障は受けられないの？

住宅の延床面積の20%～50%未満、又は住宅の主要構成要素の損害割合が20～40%未満の被害で「半壊」と認定されます。

集会決議・区分所有者などの合意により方針決定

共用部分を補修する場合

請求者	管理組合
給付額	
全壊	100万円×算定基礎戸数
大規模半壊	50万円×算定基礎戸数
半壊	25万円×算定基礎戸数
時期	補修が完了したら給付金請求

建替える場合

請求者	対象マンションの建替団体(被災したマンションの建替えの決議などを行った区分所有者等)が設立した団体 ※建替した事業社からは請求できません。
給付額	
300万円×新たなマンションの住宅戸数(算定基礎戸数が上限) ※県外での建替えの場合は、給付額は1/2	
時期	建替えが完了したら給付金請求(1/2までは工事着手時に前払い可)

まずはお問い合わせを!
ご説明に伺います。

●お問い合わせ



(財)兵庫県住宅再建共済基金

☎078-362-9400(平日9:00～17:00)

FAX 078-362-9405

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁内)



兵庫県

企画県民部 防災企画局
復興支援課

☎078-362-4339

FAX078-362-4459